

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を企業としての最大の使命と認識し、その実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に、経営上の最も重要な課題ととらえており、取締役会を、グループ経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付け、平成10年に導入した執行役員制度の下で業務執行の効率化・迅速化と責任・権限の明確化を図っております。この基本的な枠組みの下、平成18年10月1日をもって当社は富士フイルムホールディングス株式会社となり、会社分割により新設した完全子会社の富士フイルム株式会社に全ての営業を承継させ、持株会社体制に移行いたしました。これにより、グループの競争力強化のため、持株会社が主体となって、「グループの戦略的マネジメント」、「資源配分の適正化」を強く推進し、「グループオペレーションのコラボレーション拡大」、「人材の育成と活用」、「共通機能の効率化」を図りつつ、富士ゼロックス株式会社を含む連結ベースでのガバナンスを一段と強化し、もってグループの企業価値の最大化を図るとともに、グループ経営の透明性と健全性のさらなる充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	36,056,100	7.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,484,300	5.72
日本生命保険相互会社	20,190,040	3.92
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	16,520,299	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	12,898,400	2.50
中央三井信託銀行株式会社	11,107,000	2.15
株式会社三井住友銀行	10,478,226	2.03
モックスレイアンドカンパニー	10,314,512	2.00
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	9,228,600	1.79
三井住友海上火災保険株式会社	8,600,300	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
-------------	-----------------------

決算期	3月
-----	----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
北山 禎介	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
北山 禎介	○	平成17年6月:(株)三井住友フィナンシャルグループ代表取締役社長及び(株)三井住友銀行代表取締役会長、平成23年4月:(株)三井住友銀行取締役会長	経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有している。 <独立役員指定理由> 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当せず、加えて、当社経営に著しい影響を及ぼす、または当社経営から著しい影響を受ける関係になく、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数

5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、新日本有限責任監査法人に会計監査を委嘱しております。当社はコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役監査と会計監査人による監査との相互連携に努めております。両者は各事業年度において、監査の計画、実施、総括のそれぞれの段階で、情報・意見を交換し、必要に応じ随時協議等を行っております。また、会計監査人は定期的に監査の結果を監査役に報告しております。

当社は、業務執行部門から独立した内部監査部門を設け、持株会社の立場から、事業会社の内部監査部門と協業又は分担して監査を行っております。当社は監査役監査と内部監査との相互連携に努めており、両者は各事業年度において、監査の計画、実施、総括のそれぞれの段階で、情報・意見を交換し、必要に応じ随時協議等を行っております。内部監査部門は定期的に監査の結果を監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
古沢 熙一郎	他の会社の出身者				○					○
小川 大介	他の会社の出身者				○	○				○
小杉 丈夫	弁護士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
古沢 熙一郎	○	平成18年6月:三井トラスト・ホールディングス(株)(現 中央三井トラスト・ホールディングス(株))代表取締役会長、平成22年6月:中央三井信託銀行(株)特別顧問	経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有している。 <独立役員指定理由> 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当せず、加えて、当社経営に著しい影響を及ぼす、または当社経営から著しい影響を受ける関係になく、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため
小川 大介	○	平成11年6月:ダイセル化学工業(株)代表取締役社長、平成22年6月:ダイセル化学工業(株)代表取締役会長	経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有している。 <独立役員指定理由> 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当せず、加えて、当社経営に著しい影響を及ぼす、または当社経営から著しい影響を受ける関係になく、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
小杉 丈夫	○	昭和43年4月:大阪地方裁判所判事補、昭和49年5月:弁護士登録、昭和49年6月:松尾法律事務所(現 弁護士法人 松尾総合法律事務所)入所	法律の専門家として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有している。 <独立役員指定理由> 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当せず、加えて、当社経営に著しい影響を及ぼす、または当社経営から著しい影響を受ける関係になく、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株価変動に関わる利害を株主の皆様と共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくために、ストックオプション制度を導入。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員、並びに当社子会社である富士フィルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対し、株式報酬型ストックオプションを導入。また、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社である富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対し、通常型ストックオプションを導入。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

・取締役・監査役別に支給人員と報酬総額を開示しております。
・別途、使用人兼務取締役の使用人分給与・使用人分賞与、役員賞与(取締役・監査役別)、役員退職慰労金(取締役・監査役別)の各々について、支給人員と総額を開示しております。
・有価証券報告書において、連結報酬等の総額が1億円以上の役員ごとの連結報酬等の総額及び種類別の額を開示しております。
・有価証券報告書において、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により、それぞれその総額(上限)を決定しております。各取締役の報酬(賞与を含む)の金額は取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬(賞与を含む)の金額は監査役の協議により決定します。取締役及び監査役の基本報酬は、常勤、非常勤の別、職務の内容に応じた額を固定報酬として支給しています。取締役の賞与については、会社の業績及び担当業務における成果に応じて決定しております。

当社は、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬支給にあたって新株予約権の付与制度を導入しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆様と共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。新株予約権の付与制度は、経営者の企業価値向上のためのインセンティブであり、その割当個数は、基本報酬、賞与等の金銭報酬とは異なるバランスで、各取締役の職位や責任・権限等を勘案し、業績への寄与度も考慮し、規定を設け取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会事務局担当者(法務部門)は、定期的に開催される取締役会に上程される議案につき、資料等の準備及び情報提供を行うとともに、要請があれば補足説明を行っております。また、監査役会事務局(内部監査部門)は、定期的に開催される監査役会において、常勤監査役と社外監査役とが情報共有化のために使用する監査実施内容等の資料作成や情報提供等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会において経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行い、取締役会が決定した基本方針に従い、執行役員が業務執行の任にあっております。また、一定の事項については、会社法に基づき選定された特別取締役による機動的な意思決定を行っております。さらに、社外取締役を1名選任することにより、経営に対する監視機能の強化を図っております。取締役及び執行役員は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、その任期を1年としております。

また、取締役会に付議すべき事項及びその他の重要事項について、関連する執行役員による審議を行う機関として経営会議を設置し、これを機動的に開催し、効率的な業務執行、意思決定を図っております。

個々の業務執行に関しましては、執行役員及び各業務部門の機能分担と責任を、それぞれ執行役員業務管掌要綱及び職務規程によって明確化し、業務執行の過程における個別の意思決定は稟議規程に従い適正かつ効率的に行っております。

当社の監査役会につきましては、監査役は現在5名で、うち3名は社外監査役であります。各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議にも常時出席し、かつ代表取締役と定期的に意見交換を行い、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。また、当社は内部監査部門を設置し、当該部門所属の使用人が監査役スタッフを兼務することにより、監査役の監査機能の充実を補助しております。

会計監査人に関しましては、当社は新日本有限責任監査法人に会計監査を委嘱しております。新日本有限責任監査法人は、監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

<監査役の機能強化に向けた取組状況>

監査体制の一層の充実を図るため、第115期より社外監査役小杉丈夫氏を選任しております。同氏は、弁護士法人 松尾綜合法律事務所 社員弁護士であり、法律の専門家として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。

常勤監査役である河村利光氏は、経理部門に長年勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

その他の監査役の機能強化に向けた取組状況については、当報告書のII-1の【監査役関係】に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当報告書のII-2に記載の体制を通じて、意思決定と業務遂行の迅速性・効率性を図る一方で、業務遂行を適正に監督・監査し、経営の透明性及び健全性を確保することができると考えております。

<社外取締役に関する事項>

当社社外取締役である北山禎介氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識に基づく客観的な観点から、取締役会において適宜助言を行い、また必要に応じて説明を求めることにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するなど、経営に対する適切な監督を行っています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成23年6月29日開催の株主総会招集通知を、6月3日に発送。
電磁的方法による議決権の行使	平成20年6月開催の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使を採用。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向けプラットフォームへの参加。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の議案情報に関する英訳版の作成と、当社ホームページ等への招集通知の掲載。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のIR情報開示方針について、当社IRサイトにて社外に公表している。また、「個人投資家向けIRサイト」を設ける等、個人投資家向けIRの充実も図る一方、英語版IRサイトを通じて、国内と同タイミングでの決算情報の発信等により海外投資家向けIRの充実も図っている。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社と合同で、国内主要都市を中心に個人投資家向けセミナーを実施。また、新聞社などが企画する展示会へ出展し、説明を行っている。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に一度決算説明会(中期経営計画発表含む)を開催。説明は、社長または専務執行役員(IR管掌)が実施。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表時に適宜テレフォンカンファレンスを実施。また、主に米国・欧州の主要投資家に対し、社長または専務執行役員(IR管掌)が直接、カンファレンス、個別訪問ミーティングを実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、アニュアルレポート、有価証券報告書・四半期報告書、中期経営計画資料、適時開示資料、会社説明会資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部IR室を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章、行動規範にて規定。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動憲章、行動規範にて規定。また、グループ全体のCSR活動を推進するためCSR委員会及びCSR担当部門を設置しており、「サステナビリティレポート」を毎年作成し、活動内容等を公表。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章、行動規範にて規定。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々のクオリティオブライフのさらなる向上に寄与します。」との企業理念を掲げ、このベースとなる企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)を全うするため、コンプライアンスの浸透とリスク管理体制の確立に取り組んでおります。

まず、コンプライアンスにつきましては、当社及び子会社から成る企業集団がその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして「富士フィルムグループ企業行動憲章」を制定し、この「企業行動憲章」に基づき「富士フィルムグループ行動規範」を定め、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図っております。そして、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、社長を委員長とするCSR委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図るとともに、社員行動規範やコンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口を当社グループ内外に設置し、違反行為の早期発見に努め、適切に対処しております。

また、稟議規程、文書管理規程、適時開示に関する規程、個人情報等の管理規程、その他必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種マニュアル・ガイドライン等を制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンス意識の向上と徹底を図っております。

リスク管理につきましては、当社グループ各社において適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、社長を委員長とするCSR委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行います。また、情報管理、安全衛生、環境、防災等に関わる各種の事業関連リスクについては、当社グループ各社において規程・ガイドラインの制定、マニュアルの作成等を行い、リスク管理にあたり、重要なリスク関連情報は、定められた手続に従い、CSR委員会事務局に報告されます。内部監査につきましては、業務執行部門から独立した内部監査部門がその任にあたり、今後もさらなる増強を図ってまいります。

当社は、持株会社として、子会社による業務執行を株主の立場から監督しつつ、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行するとともに、各子会社による体制の構築と業務の遂行に対し、指導、支援、及び監督を行い、各子会社からの報告体制を構築し、当社グループ全体における業務の適正の確保を図ってまいります。

以上のコンプライアンス・リスク管理体制については、当社の子会社各社においても、各社の事業活動の状況に従ってこれに準じた体制を整備しており、当社は各子会社による体制の構築と業務の遂行に対し、指導、支援、及び監督を行うとともに、各社からの報告体制を構築し、グループ全体における業務の適正の確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「富士フィルムグループ行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法勢力や団体との関係を排除する姿勢を持ち、これらの勢力や団体を利する行為はしないことを、基本的な考え方として定めています。また、事業活動においてコンプライアンスを優先することをコンプライアンス宣言として明示することで「富士フィルムグループ行動規範」の遵守を徹底するとともに、「富士フィルムグループ行動規範」に関するガイドブックの頒布や定期的な教育を通じ周知徹底を図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方にに基づき、当報告書IVに記載の当社グループ企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させること等により、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。他方、株式の大量買付の中には、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。

そこで、当社は、買収提案がなされた場合はその検討及び交渉に必要な情報と相当な時間を確保するとともに、濫用的な買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るための合理的な枠組みが必要であると考えております。

2. 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)について

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1.に記載した基本方針に沿った内容となっております。

(1)本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主意思確認総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により新株予約権を割り当てます。かかる新株予約権には、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されます。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は有識者のみから構成される第三者委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の当社第114回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

(3)本プランの合理性

・企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

・買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則((i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性の原則)を全て充足しております。また、本プランの策定に当たっては、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。さらに本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

・株主意思の重視

本プランは、その更新に際し、株主の皆様意思を反映させるため、平成22年6月29日開催の当社第114回定時株主総会にお諮りし、承認を得ました。

また、上記のとおり、当社取締役会は、一定の場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができることとしております。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

・独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役、社外監査役又は有識者のみから構成される第三者委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、第三者委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、第三者委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

・合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

・デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止す

ることが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

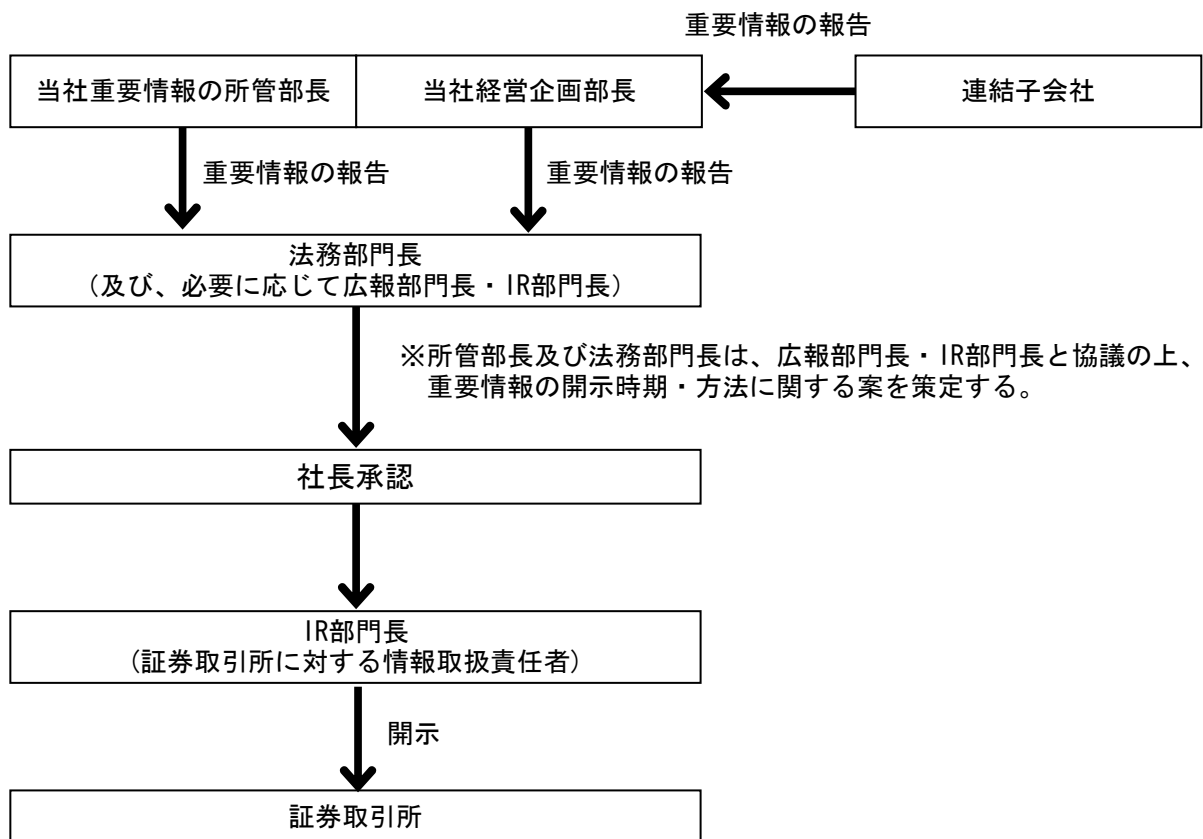
本プランの詳細は、当社ホームページにおいてご覧いただけます。
<http://www.fujifilmholdings.com/ja/investors/fairrules/index.html>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、証券取引法やその他の法令、証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様、その重要性を強く認識しており、当該責任部門であるIR部門に一元化し、公正・公平な情報開示・提供を行っております。

当社及び連結子会社にて発生した重要情報は、社内規程に基づき、法務部門長へ報告されます。所管部長及び法務部門長は当該情報の開示時期・方法等につき速やかに広報部門長及びIR部門長と協議の上、社長の承認を得て、証券取引所に対する情報取扱責任者であるIR部門長より、当該情報を開示しております。(別紙参照)

適時開示に係る社内体制



富士フイルムホールディングス(株) 内部統制システム 概要図

